

入賞おめでとうございます

上毛町文化協会の方々の入賞は次のとおりです。

第28回ふくおか県民文化祭俳句大会

【県民俳句大会賞】 秋涼しそへられたる靴の向き

【秀作】 荒壁のすさの匂ひや初時雨
つぶや 吹きをみんな句帳に梅雨ごもり

【入選】 水苔の揺らぐ水源夏木立
醤油の香のこる手のくぼ夕薄暑
ほうじょう 方丈の暈に日差し石路の花
ちとう 郭公や池塘にさかさ燧岳
ゆだち 土の香の一気に迫る夕立かな
ほおずき 鬼灯や童女となりし母の顔
じっし 節くれの母の十指や草の餅
ふるさとの風を袂(たもと)に踊の輪
くりや 厨の火止めて八月十五日
せいたく 溢れるという贅沢の初湯かな
みのむし 蓑虫やふらりと旅に出て見だし
ふとう 引き揚船着きし埠頭や枯芒
あおめた 青饅や暮れて高まる堰の音

中山恵美子 (土佐井)

尾形 忍 (西友枝)
安枝 俊子 (土佐井)

白木すなえ (西友枝)
尾形 忍 (西友枝)
尾形 忍 (西友枝)
桐村 佳苗 (土佐井)
熊地タマミ (宇野)
熊地タマミ (宇野)
筒井 徳子 (垂水)
中野美智子 (西友枝)
飯田勢津子 (土佐井)
飯田勢津子 (土佐井)
安枝 俊子 (土佐井)
安枝 俊子 (土佐井)
山本美弥子 (上唐原)

2020年度版「現代万葉集」(日本歌人クラブ編)掲載

水仙の香りのなかに励まん短歌ノートを机上に開く
霜を浴びなほ凜と立つ白菜に冬の陽低くさしはじめたり

佐々木 功 (安雲)
佐々木 功 (安雲)

柿とほうれん草の白和え

【材料】(2人分)

- 木綿豆腐 1/2丁
 - ほうれん草 1/2束
 - 柿 1/2個
- A
- 白練りごま 大さじ1と1/2
 - しょうゆ 小さじ1/2
 - 砂糖 大さじ1/2
 - 塩 少々
 - 白いりごま お好みで

【作り方】

- ①豆腐はキッチンペーパーに包み、重しをのせて10分ほど水切りする。
- ②ほうれん草は茹でて冷水にとり、水気を絞って3センチの長さに切る。柿は皮と種を除いていちょう切りにする。
- ③すり鉢に豆腐を入れてなめらかになるまでする。Aを加えて混ぜ、最後に②を加えて和える。お好みでいりごまを振りかける。



上毛町食生活改善推進協議会

健康
レシピ

一言メモ

町の特産である柿は、「柿が色づくとき色が青くなる」といわれるほど栄養価の高い果物です。ビタミンCやカリウム、食物繊維など様々な栄養素が含まれており、柿1個で約1日分のビタミンCをとることができます。



司法書士会 「相続登記はお済みですか月間」

福岡県司法書士会では、2月を「相続登記はお済みですか月間」と定め、福岡県内の司法書士が相続登記手続きに関する相談に無料で応じます。お気軽にご相談ください。

■期 間 2月1日(月)~28日(日)
※相談日時は紹介先の司法書士と調整ください。

■場 所 福岡県司法書士会会員事務所
■紹 介 司法書士総合相談センターにて、最寄りの司法書士事務所をご紹介します。

【司法書士総合相談センター】
なやみ こうしよ
TEL 0570-783-544
平日 10:00~16:00

●問い合わせ先
福岡県司法書士会
TEL 092-722-4131 (平日 10:00~16:00)

不動産に関する無料相談所

不動産に関するご相談・相続・税金などについて、弁護士・税理士・不動産相談員が応じます。事前申込みは不要です。直接、会場へお越しください。

■日 時 2月19日(金) 10:00~16:00
(受付は15:00まで)

■場 所 行橋商工会議所 (行橋市中央1-9-50)

■相談費用 無料

●問い合わせ先
(公社)福岡県宅地建物取引業協会
TEL 092-631-1717

60歳からの就業支援セミナー

これからのシニアライフに役立つ自己分析の仕方や面接の心がけを実践形式で解説します。

- 対 象 者 おおむね60歳以上の方
- 日 時 2月4日(木)13:30~15:00
- 場 所 小倉南生涯学習センター 特別会議室 (北九州市小倉南区若園5-1-5)
- 講 師 森 美奈子氏
フリーランスアナウンサー (元RKB毎日放送アナウンサー)
- 内 容 楽しい自己分析で新たな可能性を発見、履歴書作成と面接のポイントを解説
- 参 加 費 無料
※参加者に履歴書セット差し上げます。
- 定 員 20名(要事前申込み)

●申し込み・問い合わせ先
福岡県70歳現役応援センター
TEL 092-432-2512 FAX 092-432-2513
<https://70-f.net/>



福岡県からのお知らせ 福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例を公布しました

地球上の生きものは、様々な環境に適応して、互いにつながりをもって生きています。私たちも生きものつながりの中で生活し、他の生きものから食料、医薬品、衣料や住居の材料、紙などの恵みを受用してきました。

しかし、私たちの活動によって、多くの生きものが絶滅の危機に瀕しており、これらは絶滅危惧種や希少種と呼ばれています。

これらの希少種が絶滅すれば、生物多様性が損なわれることになり、私たちが受け取る生きもの恵みを失うばかりか、将来にわたる暮らしの基盤を失うことにつながります。そのため、希少種を保護し、生物多様性を守り支える必要があります。

そこで、福岡県では、令和2年10月6日に「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」を公布し、県、市町村、事業者及び県民の皆様が一体となった希少種の保護の取組みを進めることとしました。

取組みの第一歩として、まずは、身近な自然や生きものに関心を持つことから始めてみませんか。

●問い合わせ先 福岡県環境部自然環境課 TEL 092-643-3367 FAX 092-643-3222
<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kisyousyu-jyourei.html>

